

組合員だから加入できる共済(保険)

じちろうの団体生命共済

家計にやさしい
掛金で
安心保障



- 募集締切日：2013年3月29日(健康確認日)
- 効力発効日：2013年7月1日
- 提出先：各単組(所属の組合)

共済契約期間 **2013年7月1日⇒2014年6月末日**



全日本自治団体労働組合
北海道本部
〒060-0806 札幌市北区
北6西7北海道自治労会館
電話 011-747-3211
FAX 011-700-2053
編集・発行 谷川 広美

自治労共済特集
団体生命共済
7/1発効の募集について

団体生命共済D型

<組合員本人、60歳まで>

入院日額 **2,000円**
(1日目～180日分限度)

死亡保障 **600万円**

月々の掛金 **2,520円**

保障アッププラン

<組合員本人、60歳まで>

入院日額 **5,000円** の場合
(1日目～180日分限度)

死亡保障 **600万円**

月々の掛金 団体生命共済D型+医療保障05コース **3,660円**

■ 死亡保障 **1,000万円** の場合
入院日額 **5,000円**
(1日目～180日分限度)

月々の掛金 団体生命共済H型+医療保障05コース
(41歳から50歳は4,500円、51歳から60歳は5,180円)
41歳未満の掛金 **4,220円**

(掛金額はいずれも組合員本人の場合)

保障内容～団体生命共済D型の場合～ 月々2,520円でこれだけの保障が受けられます。

普通死亡、重度障害	600万円
不慮の事故・感染症による死亡/重度障害	1,200万円
入院(初日から180日間。日帰り入院含む)	日額2,000円
通院(事故の場合は、5日以上通院。疾病の場合は、5日以上入院後の通院)	日額1,000円
成人病入院(入院5日目から360日間)	入院共済金プラス日額2,000円
手術(「手術支払割合表」に依じて)	8・4・2万円

◆例えばこのように保障されます◆

スノーボードで転倒して腕を骨折してしまった!入院を3日、その後10日間の通院をした場合…

入院3日 × 入院共済金 2,000円 = 6,000円

通院10日 × 通院共済金(入院日額1/2) 1,000円 = 10,000円

プラス 診断書料補助金 5,000円 = **21,000円をお支払い!!**

※固定具使用期間も通院とみなす取り扱いも別途あります。

一生涯の保障は、自治労共済の『長期共済』で

長期共済

【長期共済の加入資格】 54歳までにご加入ください。

加入条件

- 次の①、②を満たしていれば、発効月(7月)以外でもご加入いただけます。
- ① 団体生命共済に加入している満54歳までの組合員(55歳になる前にご加入ください)。
- ② 健康確認日における一般告知で「通常就業者」または「準通常就業者」の方。

団体生命共済にご加入の方は、あわせて長期共済へのご加入をお勧めします。なぜ?...

団体生命共済は退職(再任用期間満了)した場合、その年の契約期間(例:3月退職の場合はその年の6月まで)で終了しますが、現時時に長期共済(掛金月々1口3,000円)に加入していると、病気を抱えていても、退職後共済(全労済引き受け)に移行できます。退職後共済に移行しないで、解約返戻金を老後資金として使うこともOKです。予定利率1.25%※で運用されています。

※予定利率は将来にむかって変更となる場合があります。

長期共済「おすすめ積立プラン」

団体生命共済D型 + 長期共済1口にご加入した場合... (死亡保障600万円+入院日額2,000円) (積立タイプ3,000円)

60歳までの共済掛金は合計で **月々5,520円!!**

退職後のための積立保障 年金・医療・遺族(死亡)

在職中に掛金を積み立て、退職時にその積み立てたお金をもとに年金・医療・遺族(死亡)の保障を自由に選択できる制度です。まずは積み立てをはじめましょう。退職後の保障を選ぶのは退職の時です。

早めの加入がお得です!

●在職中積立金額例

月払掛金:1口3,000円あたり

	掛金累計	積立金・解約返戻金
1年	36,000円	35,300円
5年	180,000円	180,700円
10年	360,000円	372,000円
15年	540,000円	574,600円
20年	720,000円	789,100円
25年	900,000円	1,016,200円
30年	1,080,000円	1,256,700円

(2013年1月現在)

退職後の移行プラン

75歳までの医療保障(日額5,000円)を選択する男性組合員の場合

1口3,000円で長期共済に加入し、30年間積立を行った場合、現職中に支払った掛金累計(108万)に運用がつき、**積立金**は約125万6千円になります。

75歳までの医療保障を選択する場合、積立金原資(約125万6千円)をもって、**移行掛金**105万6千円を一括して支払、残りを解約返戻金として受取、75歳までの医療保障を確保しました。

早ければ早いだけ、運用がつきます。早期のご加入を。

●退職後の保障のための必要原資額(共済掛金)

- 長期共済は、積立金が退職後の保障を得るための必要原資額に満たない場合、退職時に不足額を一括して払い込んでいただきます。
- 税制適格年金は、積立額が年金年額12万円の必要原資額に満たない場合、退職時に不足額を一括して払い込んでいただきます。

- 積立額が退職後の保障を得るための必要原資額を上回った場合、長期共済は上回った分を余剰金として返戻します。
- 税制適格年金は積立金全額を年金原資に充当していただきます。

●退職後の保障のための必要原資額(共済掛金)モデル例表 (移行時満60歳で積立金から保障原資を充当する場合)

年金給付(年金年額12万円あたり)	移行いただける方	男性		女性		
		組合員本人	配偶者	組合員本人	配偶者	
確定年金	5年確定年金	59.2	59.2	59.2	59.2	
	10年確定年金	114.7	114.7	114.7	114.7	
	15年確定年金	166.9	166.9	166.9	166.9	
終身年金	保証期間付終身年金	253.3	298.8	253.3	298.8	
		270.0	322.8	270.0	322.8	
医療給付(入院日額5,000円コース)	定期医療給付	70歳満期型	68.8	55.4	68.8	55.4
		75歳満期型	105.6	87.8	105.6	87.8
	終身医療給付	70歳満期型	209.8	227.0	209.8	227.0
		75歳満期型	120.0	83.4	120.0	83.4
医療給付(入院日額7,000円コース)	定期医療給付	70歳満期型	89.7	72.5	89.7	72.5
		75歳満期型	139.0	116.7	139.0	116.7
	終身医療給付	70歳満期型	161.2	111.6	161.2	111.6
		75歳満期型	256.9	187.6	256.9	187.6
遺族給付(死亡保障100万円あたり)	遺族定期給付	15.0	7.2	15.0	7.2	
	遺族終身給付	26.6	13.6	26.6	13.6	

※必要原資額は、選択いただく保障内容、性別、年齢等によって異なります。

※年金の必要原資額は、長期共済・税制適格年金とも同額です。ただし、税制適格年金は「5年確定年金」の選択はできません。

※配偶者の終身年金は、年金年額24万円以上の選択となります。

この必要原資額は、2012年9月現在の予定利率等に基つき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがあります。

長期共済・税制適格年金の全体イメージ

在職中・共済掛金積み立て

- 月払 1口3,000円
- 半年払 1口18,000円
- 随時払 1カ月の発効あたり: 10万円~200万円(1万円単位) 通算:1,500万円限度(税制適格年金とあわせて)

在職中積立(割り戻し金含む)

積立金

新規加入・増口/増額要件

- ・団体生命共済加入
- 【長期共済】 満55歳未満
- 【税制適格年金】 満50歳未満
- ・新規加入のとき「通常就業者」または「準通常就業者」
- ・増口/増額するとき入院中以外

- 月払 5,000円コース/10,000円コースのいずれか
- 半年払 30,000円コース/60,000円コースのいずれか
- 随時払 1カ月の発効あたり: 10万円~200万円(1万円単位) 通算:1,500万円限度(長期共済とあわせて)

在職中積立(割り戻し金含む)

積立金

退職時・移行手続き

移行

(退職後の保障へ切り替え)

移行条件

- 団体生命共済および長期共済加入
- 満51歳~満65歳
- 退職による団体生命共済の終了
- 退職者会への加入

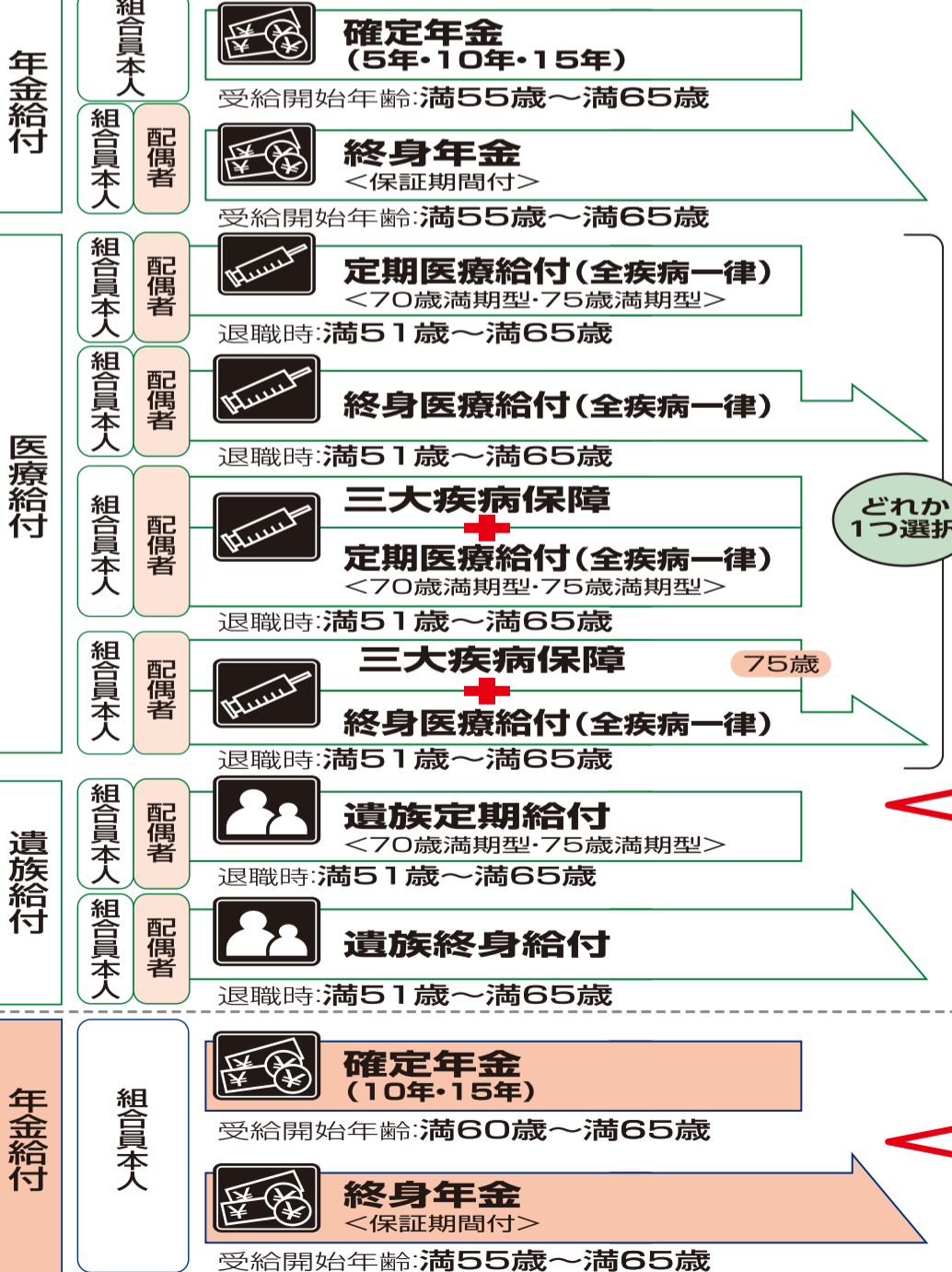
※配偶者が移行するためには、団体生命共済に配偶者として加入していること、組合員本人も移行することなどの条件があります

退職後の保障が必要ないときは積立金を解約返戻金としてお支払いします

移行条件

- 団体生命共済加入および税制適格年金の積立期間10年以上
- 確定年金:満60歳~満65歳
- 終身年金:満55歳~満65歳
- 退職による団体生命共済の終了
- 退職者会への加入

退職後の保障



退職後の年金・医療・遺族保障は今から準備!

長期共済7つの特長

- 1 退職後の年金・医療・遺族(死亡)保障を、必要に応じて組み合わせ選択いただけます。
- 2 在職中は積み立て、退職後の保障を選択するのは退職のとき。そのため、その時のニーズにあった保障を選択いただけます。
- 3 退職後の保障には、一生涯にわたってカバーする保障(終身年金・終身医療給付・遺族終身給付)もご用意しています。
- 4 一定の条件を満たせば、健康状態にかかわらず退職後の医療給付(入院日額5,000円)を選択いただけます。
- 5 団体生命共済に退職まで継続して5年以上ご加入の方は、一定の条件を満たせば、既往症による退職後の保障の給付制限がありません。
- 6 団体生命共済にご加入の配偶者も、組合員本人とともに退職後の保障を選択いただけます。
- 7 退職後の保障が必要ないときは、それまでの積立金を解約返戻金としてお受け取りいただけます。

※退職後の医療給付は医療保障を付帯する団体生命共済のご加入が条件の1つです。なお、医療給付の三大疾病診断共済については、既往病による給付制限があります。

税制適格年金4つの特長

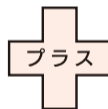
- 1 退職後の保障を組合員本人の年金に絞り込んでいます。
- 2 在職中の共済掛金は、年末調整の際に「個人年金保険料控除」の対象になります。
- 3 退職後の年金には、終身年金もご用意しています。
- 4 退職後の年金が必要ないときは、それまでの積立金を解約返戻金としてお受け取りいただけます。

※退職後の保障の詳細については、移行手続きの際にお渡しする「退職後共済移行のしおり」および「ご契約のしおり退職後共済受給者用」でご確認ください。

団体生命共済の保障内容と共済掛金〔組合員本人 満60歳まで〕

型	年齢	共済掛金	①死亡/重度障害	②不慮の事故・感染症による		③不慮の事故による入院	④不慮の事故による通院	⑤病気による入院	⑥病気による退院後の通院	⑦成人病による入院	⑧手術	⑨傷病障害/特定疾病診断	⑩臓器提供のための手術	⑪診断書料補助
			死亡共済金/重度障害共済金	死亡	身体障害状態	傷害入院共済金	入院前事故通院共済金・退院後事故通院共済金/通院共済金	病気入院共済金	退院後病気通院共済金	成人病入院共済金	手術共済金	傷病障害共済金/疾病診断共済金	ドナー共済金	診断書料補助金
R	~40歳	7,880円	5,000万円	8,000万円	3,000万~120万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	10,960円												
	51歳~60歳	18,440円												
P	~40歳	6,880円	4,000万円	7,000万円	3,000万~120万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	9,260円												
	51歳~60歳	15,040円												
M	~40歳	5,880円	3,000万円	6,000万円	3,000万~120万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	7,560円												
	51歳~60歳	11,640円												
L	~40歳	5,180円	2,500万円	5,000万円	2,500万~100万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	6,510円												
	51歳~60歳	9,740円												
K	~40歳	4,480円	2,000万円	4,000万円	2,000万~80万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	5,460円												
	51歳~60歳	7,840円												
J	~40歳	3,780円	1,500万円	3,000万円	1,500万~60万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	4,410円												
	51歳~60歳	5,940円												
H	~40歳	3,080円	1,000万円	2,000万円	1,000万~40万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	3,360円												
	51歳~60歳	4,040円												
F	~40歳	2,800円	800万円	1,600万円	800万~32万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	2,940円												
	51歳~60歳	3,280円												
D	~40歳	2,520円	600万円	1,200万円	600万~24万円	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1回につき	対象となる傷病障害の状態になった、または特定疾病と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、規約に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	2,520円												
	51歳~60歳	2,520円												

※上記掛金表には、基本型掛金300円がふくまれておりません。



プラス 医療コースにも加入することで、医療保障額を大きくすることができます。医療コース単独の加入はできません。なお、健康告知によっては医療コースを選択できないことがあります。

医療コース	共済掛金	選択できる型	③不慮の事故による入院	④不慮の事故による通院	⑤病気による入院	⑥病気による退院後の通院	⑦成人病による入院	⑧手術
			傷害入院共済金	入院前事故通院共済金・退院後事故通院共済金/通院共済金	病気入院共済金	退院後病気通院共済金	成人病入院共済金	手術共済金
10コース	3,040円	H型~R型の方が選択できます	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	40万・20万・10万円
08コース	2,280円	F型~R型の方が選択できます	8,000円	4,000円	8,000円	4,000円	8,000円	32万・16万・8万円
05コース	1,140円	D型~R型の方が選択できます	5,000円	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	20万・10万・5万円
03コース	380円		3,000円	1,500円	3,000円	1,500円	3,000円	12万・6万・3万円

医療コースの共済掛金は、「型」の共済掛金にプラスとなります。保障額には、「型」に付帯される医療保障が含まれています。たとえば、03コースを選択した場合、入院日額は3,000円となります(5,000円ではありません)ので、ご注意ください。

※加入等の詳細につきましては、募集時に配布するパンフレットでご確認ください。

団体生命の加入要件

ご加入いただける方

被共済者となり保障の対象となる方

以下のすべての要件を満たす方がご加入いただけます。

■組合員本人

- 出資金をお支払いいただいている方
- 団体生命共済を取り扱っている組合の組合員
- 発効日現在、満51歳未満の方*

■配偶者

- 団体生命共済に加入している組合員の配偶者(内縁関係の方を含みます)
- 発効日現在、満51歳未満の方*

※組合員本人・配偶者ともに満65歳までご継続いただけますが、満51歳以上の新規加入および保障額の増額はできません。ただし、組織加入単組(右の説明をご覧ください)の組合員・配偶者は満61歳未満の新規加入および保障額の増額ができます。

■子ども

- 団体生命共済に加入している組合員の子ども

● 以下①から③までのすべての条件を満たす子ども

- ① 発効日現在の年齢が満25歳未満
- ② 未婚
- ③ 組合員またはその配偶者と生計を一にする子ども*

※「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。

上記①、②、③のいずれかを満たさなくなるにより、契約終了となる子ども契約については、一定の要件を満たす場合に限り、全労済の他の共済制度に移行することができます。詳しくは組合へご相談ください。

「組織加入単組」の取り扱い

- 組合員数の80%以上の組合員が団体生命共済に加入している単組を、「組織加入単組」といいます。組織加入単組には、以下の特典があります。
- ① 満61歳未満で、健康告知区分が「通常就業者」の組合員本人と

新規組合員、新規取り組み単組の加入資格は次の通りです。

■組合員・配偶者

- (1) 新たに自治労共済組生協会員となった本人、およびその配偶者の方は、自治労共済生協の組合員になった日の属する共済期間と翌共済期間は、満66歳未満の方でも新規に加入できます。
 - (2) 団体生命共済を新たに取り扱う組合に所属する組合員本人および配偶者については、取り扱い開始日の属する共済期間と翌共済期間は、満66歳未満の方でも新規に加入できます。
- ※健康告知等、その他の要件を満たす必要があります。

- その配偶者は、新規加入および保障額の増額をすることができます。
- ② 満61歳未満で健康告知区分が「非通常就業者」でも、組合員本人に限りD型に加入することができます。
- 組織加入単組の要件を満たさずに団体生命共済を取り扱う単組を、「集団加入単組」といいます。